

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	八尾市 個人市・府民税、森林環境税の賦課事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八尾市は、個人市・府民税、森林環境税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八尾市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和8年3月31日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人市・府民税、森林環境税の賦課事務			
②事務の内容 ※	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律のうち、個人市・府民税、森林環境税の賦課に関する事務。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、市・府民税申告書等の受付をする。 ・住基ネットや庁内連携システムを使い、必要な情報を照会、取得する。 ・個人市・府民税、森林環境税の賦課決定を行う。 ・給与支払者に給与特別徴収に関する通知を行う。 ・住民に対して税額の通知を行う。 ・他市や税務署に対して必要な課税情報を取得、送付する。 ・他課からの依頼に基づき必要な情報を提供する。 ・年金支払者に対して年金特徴依頼通知、中止依頼通知を送付する。 ・窓口や電話対応。 ・賦課情報に基づいて課税証明書を発行する。 			
③対象人数	<p>〔 30万人以上 〕</p> <p>〔選択肢〕</p> <p>1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>			

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1				
①システムの名称	個人市・府民税システム			
②システムの機能	<p><1 課税対象者管理機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名情報を基に課税対象者を管理する。 <p><2 課税資料管理機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、市・府民税申告書の課税資料を管理する。 <p><3 賦課情報管理機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料の合算を行い、賦課情報を管理する。 ・税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う。 <p><4 帳票発行機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書並びに納付書及び納入書を発行する。 ・課税証明書を発行する。 ・各種統計資料の作成を行う。 <p><5 連携機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦課情報を他業務に連携する。 			
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (証明書自動交付システム)</p>			
システム2				
①システムの名称	審査システム(eLTAX)			
②システムの機能	<p>年金保険者、国税庁、事業所、他自治体等と個人市・府民税の賦課に必要なデータの送受信をeLTAXを通じて行う。</p> <p><1 公的年金特別徴収機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金保険者との公的年金等の特別徴収事務に必要なデータの送受信を実施する機能。 <p><2 国税連携機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税庁から送られてくる所得税確定申告書データ等を管理する機能。 <p><3 電子申告機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与支払報告書、公的年金支払報告書、市・府民税申告書、特別徴収事務に関係する申請書(異動届出書等)、寄附金税額控除に係る申告特例通知書、税額通知データを送受信し管理する機能。 			
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>			

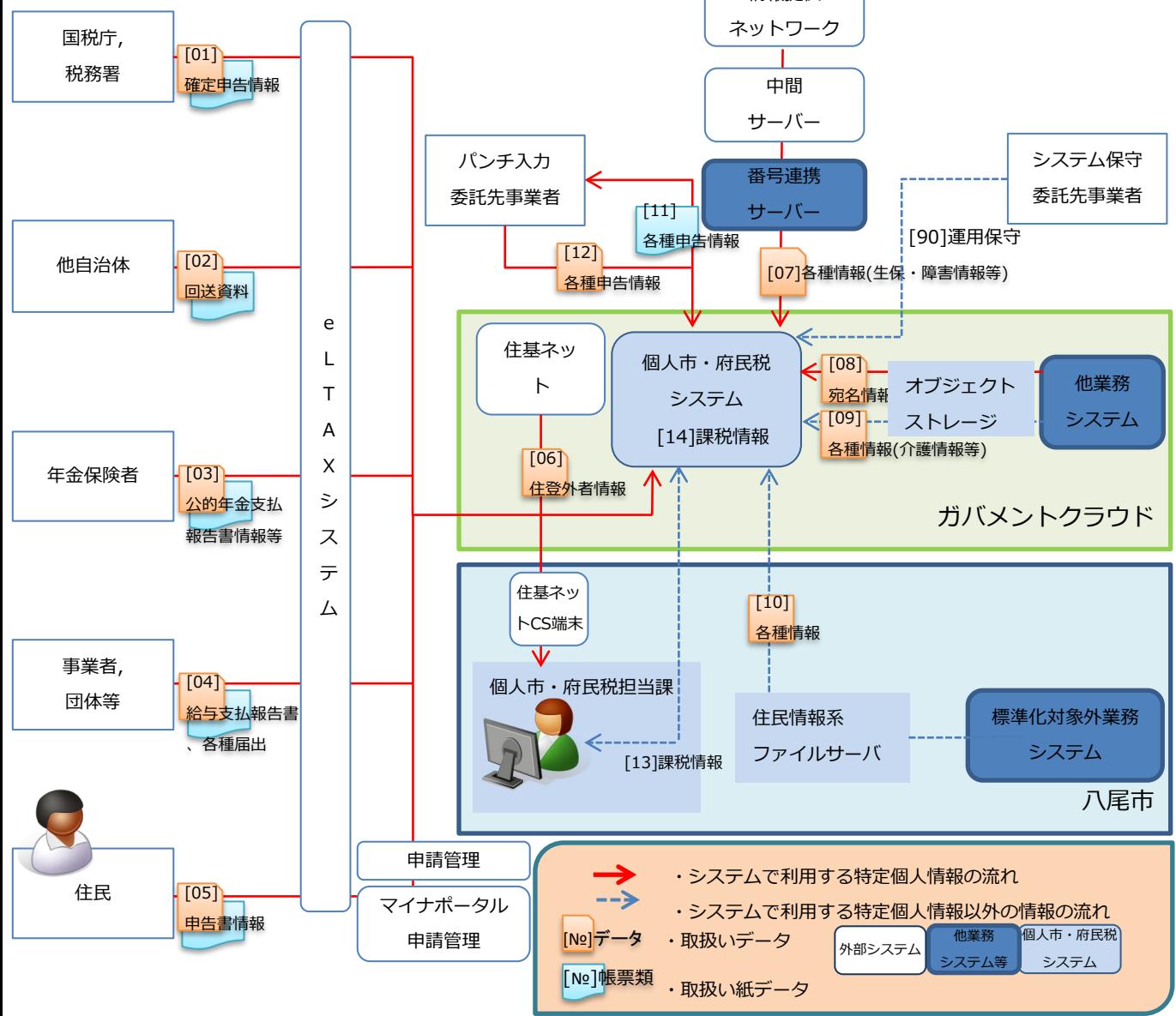
システム3	
①システムの名称	番号連携サーバー(=宛名システム等)
②システムの機能	<p><1 宛名管理機能> ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。</p> <p><2 統合宛名番号の付番機能> ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p><3 符号要求機能> ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。</p> <p><4 情報提供機能> ・各業務で管理している特定個人情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p><5 情報照会機能> ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は、各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (中間サーバー、庁内の業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	共通基盤システム(=庁内連携システム)
②システムの機能	<p><1 各業務システムからのデータ受取・配分機能> ・情報移転元システムで作成した他業務システム用データをあらかじめデータごとに設定してある情報移転先に従い移転先システムの専用エリアに書き込む機能。</p> <p><2 宛名情報の連携機能> ・既存住基システムから宛名異動データを取得し、各業務システム側からの要求に応じ要求元システムに渡す機能。 ※宛名異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で宛名異動データを渡す。</p> <p><3 セキュリティ管理機能> ・セキュリティを管理するための機能。</p> <p><4 システム管理機能> ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (庁内の業務システム)</p>

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p><1 符号管理機能> ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p><2 情報照会機能> ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p><3 情報提供機能> ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p><4 既存システム接続機能> ・中間サーバーと既存システム、番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p><5 情報提供等記録管理機能> ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p><6 情報提供データベース管理機能> ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p><7 データ送受信機能> ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p><8 セキュリティ管理機能> ・セキュリティを管理するための機能。</p> <p><9. 職員認証・権限管理機能> ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><10. システム管理機能> ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム6	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	<p><1 住民向け機能> 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p><2 地方公共団体向け機能> 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (申請管理システム)</p>
システム7	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<p><1 申請データ格納> マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを複号する機能</p> <p><2 申請内容照会・審査状況管理> 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能</p> <p><3 個人市・府民税システムとの申請データ連携> 個人市・府民税システムに申請データを連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (マイナポータル申請管理)</p>

システム8	
①システムの名称	証明書自動交付システム
②システムの機能	<p><1 既存システム連携機能> 既存住基、印鑑登録、税務、戸籍システムから証明書情報を連携する機能</p> <p><2 コンビニ交付機能> コンビニ交付センターからの要求に応答して証明書自動交付を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税・府民税・森林環境税課税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	賦課決定を行う上で、住民の所得情報、控除情報、地方税関係情報を正確に把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	<p><公平・公正な課税、事務の効率化></p> <ul style="list-style-type: none"> 市が保有する各種所得情報を番号を用いて正確かつ効率的に名寄せ・突合することにより、公平・公正な課税が行われる。 各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(課税証明書等)の省略ができ、住民の利便性の向上が図れる。 電子による申告が可能となったため、電子的に申告されたデータを個人市・府民税システムに取り込むことにより、パンチミス等による誤課税を防ぎ、適正な課税が行われる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[] 実施する []</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 51, 53, 55の2, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 112, 115, 124, 125, 129, 130、132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 市民税課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
—	

（別添1）業務の内容 ※

○申告データ入手～課税処理まで

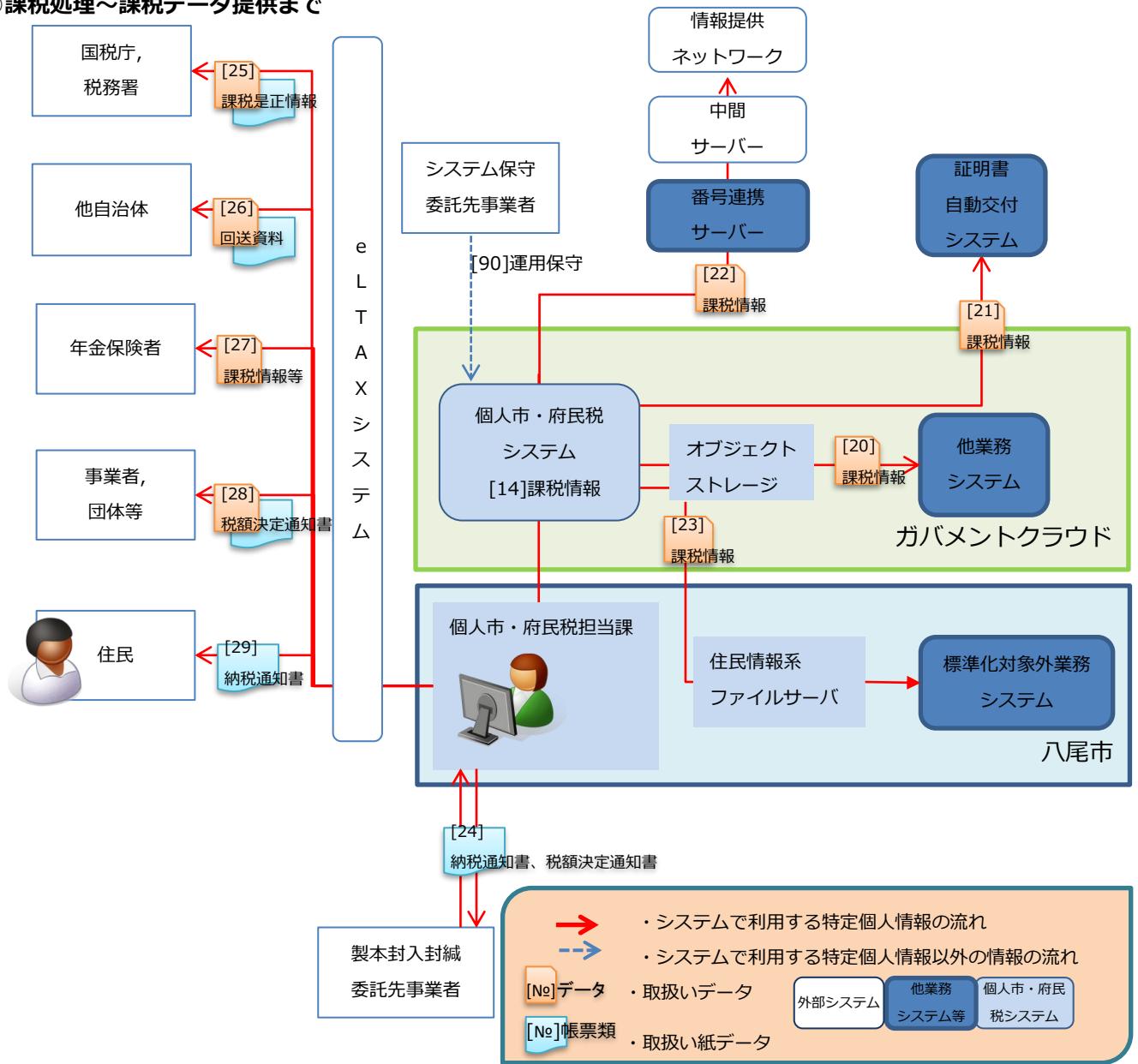


(説明)

- [01] e L T A Xシステム経由及び紙データにて国税庁、税務署より確定申告書情報を入手する。
 - [02] e L T A Xシステム経由及び紙データにて他自治体より回送資料を入手する。
 - [03] e L T A Xシステム経由及び紙データにて年金保険者より公的年金支払報告書情報、対象者情報を入手する。
 - [04] e L T A Xシステム経由及び紙データにて事業所、団体等より給与支払報告書を入手する。
 - [05] e L T A Xシステム・マイナポータル申請管理経由及び紙データにて個人より申告書情報を入手する。
 - [06] 住基ネットCS端末より住登外者情報を照会する。
 - [07] 番号連携サーバー経由にて情報提供ネットワークより情報入手する。（生活保護関係、障害者関係等の情報）
 - [08] オブジェクトストレージ経由にて他業務システムより宛名、世帯の情報を入手する。
 - [09] オブジェクトストレージ経由にて他業務システムより情報入手する。（住基情報・介護保険者情報等）
 - [10] 住民情報系ファイルサーバ経由にて標準化対象外業務システムより情報入手する。
 - [11] 個人市・府民税担当課よりパンチ入力委託先事業者へ各種申告情報（[01,02,04,05]にて取得）を提供する。
 - [12] パンチ入力委託先事業者よりパンチデータを入手する。
 - [13] 個人市・府民税担当課にて個人市・府民税システムを参照、更正する。
 - [14] 課税情報を作成する。
 - [90] システム保守委託先事業者にて個人市・府民税システムの運用保守を行う。

(別添1) 業務の内容 ※

○課税処理～課税データ提供まで



(説明)

[14] 課税情報を作成する。

[20] オブジェクトストレージ経由にて他業務システムへ課税情報を提供する。

[21] 証明書自動交付システムへ課税情報を提供する。

[22] 番号連携サーバー経由にて情報提供ネットワークシステムへ課税情報を提供する。

[23] 住民情報系ファイルサーバ経由にて標準化対象外業務システムへ課税情報を提供する。

[24] 製本封入封緘委託先事業者へ納税通知書、税額決定通知書を引渡し成果物を受け取る。

[25] e L T A システム経由及び紙データにて国税庁、税務署へ課税是正情報を提供する。

[26] e L T A システム経由及び紙データにて他自治体への回送資料を提供する。

[27] e L T A システム経由にて年金保険者へ課税情報を提供する。

[28] e L T A システム経由及び紙データにて事業者、団体等へ税額決定通知書を送付する。

[29] 個人へ納税通知書を送付する。

[90] システム保守委託先事業者にて個人市・府民税システムの運用保守を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税・府民税・森林環境税課税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税対象者及び市外の扶養者・被扶養者
その必要性	公正・公平な課税を行うにあたり、必要な範囲の特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="radio"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 個人番号 : 申告情報の個人を正確に特定するため [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) : 対象者を正確に特定するため [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) : 通知書の出力情報及び申告情報の個人特定で使用するため [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) : 本人等に申告内容の確認等を行うための連絡用として使用するため [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 : 課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため [<input type="radio"/>] 国税関係情報 : 申告区分、納税者番号等を記録することにより、個人市・府民税、森林環境税の公平かつ適正な課税を行うため [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 : 所得、控除等を記録することにより、個人市・府民税、森林環境税の公平かつ適正な課税を行うため [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 : 社会保険料控除額の確認のため [<input type="radio"/>] 障害者福祉関係情報 : 正確な賦課実施の判断材料とするため [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 : 個人市・府民税、森林環境税の非課税判定等のため [<input type="radio"/>] 介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報 : 年金からの特別徴収税額を決定等するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、健康保険課、介護保険課、生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (納付金支払者等) <input type="checkbox"/> その他 ()				
	②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)] [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ]	<input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム]		
		<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()			
	③入手の時期・頻度	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳情報 住民登録者は住民基本台帳システムの異動情報と即時連動し、住民登録以外の者は事務上特定が必要な時にその都度入手する。 <input type="checkbox"/> 申告書・報告書 1月～4月にかけて複数回提出を受ける。その後、追加、修正分の提出を随時受ける。 <input type="checkbox"/> 介護保険料・国民健康保険料情報 1月頃、年一回 <input type="checkbox"/> 生活保護情報 月1回 <input type="checkbox"/> 公的年金からの特別徴収に関する情報 5月に新年度情報の提供を受ける。その後エラー等の情報の提供を毎月受ける。			
	④入手に係る妥当性	地方税法に基づく事務のため、課税対象者の情報を常に把握する必要があり、賦課期日現在の住所だけでなく、転居時の通知先、証明発行時の確認等にも必要であり、住民基本台帳と即時連動が必要である他、申告・届出・通知がある度に最新の情報を反映させる必要がある。			
⑤本人への明示	個人市・府民税、森林環境税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、八尾市市税条例25条、番号法第9条に規定されている。				
⑥使用目的 ※	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税、森林環境税の賦課徴収又は地方税、森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行うため				
	変更の妥当性	一			
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政部市民税課			
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [<input type="checkbox"/> 10人未満] <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上	<選択肢>		
⑧使用方法 ※	賦課決定に関する事務 ・申告情報における課税資料の個人特定を行い対象者毎に資料を一本化する。 ・記載された所得・控除等情報から市・府民税、森林環境税額を算出し、当年度の賦課決定を行う。 ・普通徴収対象者の場合は納税者に、特別徴収対象者の場合は事業所・年金保険者へ税額を通知する。				
	情報の突合 ※	納税義務者の確認(納税義務者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他団体、庁内他部署等から入手した納税義務者者関係情報の突合を行う。			
	情報の統計分析 ※	資料の提出有無や人数等の集計・分析は実施するが、個人を特定する情報の統計や分析は行わない。			
	権利利益に影響を与える決定 ※	所得額、各種控除額に基づき、市・府民税、森林環境税額を決定・更正する。			
⑨使用開始日	平成28年1月1日				

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <選択肢> () 件		1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	申告書等のデータ入力		
①委託内容	申告書等(給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、市・府民税申告書)のパンチ入力による電子データ化		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> <選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <選択肢> [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※	申告書等に記載された者		
その妥当性	課税資料をシステムへ登録する必要があるが、直接入力するには賦課までの期間があるため実施不可能。その対策として、提出された課税資料をシステムへの取り込める形式にデータ化する必要がある。		
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> <選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	問い合わせがあれば情報提供を行う。		
⑥委託先名	シティコンピュータ株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> <選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項2		審査システム(eLTAX)サービス提供業務
①委託内容		地方税共同機構が運営・管理するポータルセンタ(eLTAX)と連携し、総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、本市に設置する端末と認定委託先事業者が運営するサーバーとを接続して行われる、電子申告等システム、年金特徴システム及び国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		公的年金等受給者、確定申告者、eLTAX利用事業所の申告者、寄附金税額控除申告特例申請者、市・府民税申告者
その妥当性	地方税共同機構より伝送される範囲	
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))</p>	
⑤委託先名の確認方法	問い合わせがあれば情報提供を行う。	
⑥委託先名	株式会社インテック	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		システム保守運用作業			
①委託内容		個人市・府民税システムの保守運用			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">対象となる本人の数</td> <td style="width: 85%;"> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> </td> </tr> </table>		対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="width: 85%;">個人市・府民税システムに登録されているもの</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	個人市・府民税システムに登録されているもの		
対象となる本人の範囲 ※	個人市・府民税システムに登録されているもの				
その妥当性		保守業務の範囲は、システムのソフトウェア及びハードウェアにわたり、システム上保有する全てのファイルを取扱うため。			
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人未満]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</p> <p>2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>			
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (既存個人市・府民税システムを利用)</p>			
⑤委託先名の確認方法		問い合わせがあれば情報提供を行う。			
⑥委託先名		株式会社アイネス営業本部 令和9年1月より 紀陽情報システム株式会社			
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>			
	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				

委託事項4		税務システム標準化移行(令和7年度から令和9年度)		
①委託内容		現行税務システムの標準準拠システム・標準化対象外システムへの移行対応		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p>〔 特定個人情報ファイルの全体 〕</p> <p>〔 選択肢 〕 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>		
対象となる本人の数		<p>〔 10万人以上100万人未満 〕</p> <p>〔 選択肢 〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
対象となる本人の範囲 ※		個人市・府民税システムに登録されているもの		
その妥当性		移行の範囲は、現行システムのソフトウェア及びハードウェアにわたり、システム上保有する全てのファイルを取扱うため。		
③委託先における取扱者数		<p>〔 10人未満 〕</p> <p>〔 選択肢 〕 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>〔 ○ 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>〔 〕フラッシュメモリ 〔 〕紙</p> <p>〔 〕その他 ()</p>		
⑤委託先名の確認方法		問い合わせがあれば情報提供を行う。		
⑥委託先名		株式会社アイネス営業本部		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>〔 再委託する 〕</p> <p>〔 選択肢 〕 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>		
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関する事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。		
	⑨再委託事項	業務全体に大きな影響を及ぼさない一部の業務		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (78) 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (35) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者(別紙参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条	
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各事務	
③提供する情報	個人市民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input checked="" type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input checked="" type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先2	国税庁長官	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号	
②提供先における用途	国税(国税通則法第2条第1号に規定する国税をいう。)又は森林環境税に関する事務(地方税法第317条の規定により同条に規定する所得に関する情報の提供を受けて行われる事務)	
③提供する情報	個人市・府民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input checked="" type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input checked="" type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人市・府民税の納税義務者、扶養是正等の対象者	
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度、扶養是正情報等については月1回	

提供先3	市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第10号		
②提供先における用途	本市で住登外課税を行った際に、地方税法294条第3項に基づき住民基本台帳に記録されている住所地の市町村へ通知し、二重課税を防止する。		
③提供する情報	個人市・府民税関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[1万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税対象者		
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	発生した都度		
提供先4	年金特別徴収義務者		
①法令上の根拠	番号法第19条第1号		
②提供先における用途	年金特別徴収税額の通知、転出等により年金特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった場合の通知		
③提供する情報	年金特別徴収税額、年金特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった者の情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[1万人以上10万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金受給者		
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	年金特別徴収税額の通知(7月)、年金特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった場合の通知(隨時)		

提供先5	給与特別徴収義務者		
①法令上の根拠	番号法第19条第1号		
②提供先における用途	給与特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。		
③提供する情報	住所、漢字氏名、収入・所得情報、控除額情報、税額情報等		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者		
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線</p> <p>[] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		
移転先1	障がい福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項		
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第17条で定めるもの		
③移転する情報	個人市民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		

移転先2	保健予防課、こども・いじめ何でも相談課、保育・こども園課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項		
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第22条で定めるもの		
③移転する情報	個人市民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		
移転先3	健康推進課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項		
②移転先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第30条で定めるもの		
③移転する情報	個人市民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		

移転先4	障がい福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項		
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の指図又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第39条で定めるもの		
③移転する情報	個人市民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		
移転先5	生活福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項		
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条で定めるもの		
③移転する情報	個人市・府民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		

移転先6	納稅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[] 庁内連携システム [○] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先7	住宅管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第55条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[1万人未満]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先8	健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第71条で定めるもの
③移転する情報	個人市民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[1万人以上10万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先9	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の指名又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第77条で定めるもの
③移転する情報	個人市民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[1万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先10	住宅管理課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項		
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第78条で定めるもの		
③移転する情報	個人市・府民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		
移転先11	こども若者政策課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項		
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第83条で定めるもの		
③移転する情報	個人府民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		

移転先12	高齢介護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第88条で定めるもの
③移転する情報	個人市民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[1万人以上10万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: right;">[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: right;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先13	高齢介護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第89条で定めるもの
③移転する情報	個人市民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[1万人以上10万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: right;">[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p style="text-align: right;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	提供を求められた都度

①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第91条で定めるもの
③移転する情報	個人市民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
⑧移転先15	こども若者政策課
⑨法令上の根拠	番号法第9条第2項
⑩移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第92条で定めるもの
⑪移転する情報	個人市・府民税関係情報
⑫移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑬移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑭移転方法	<p style="text-align: center;">[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑮時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先16	障がい福祉課、こども若者政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第94条で定めるもの
③移転する情報	個人府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先17	こども若者政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第98条で定めるもの
③移転する情報	個人市民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先18	こども若者政策課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第108条で定めるもの	
③移転する情報	個人市民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] [<input type="checkbox"/> 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>	
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時	
移転先19	危機管理課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第110条で定めるもの	
③移転する情報	個人市民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者	
⑥移転方法	<p>[<input type="checkbox"/> 庁内連携システム] [<input type="checkbox"/> 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input checked="" type="checkbox"/> 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>	
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	

①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第117条で定めるもの	
③移転する情報	個人市民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時	

移転先21	生活福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項		
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第127条で定めるもの		
③移転する情報	個人市・府民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[1万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		
移転先22	高齢介護課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項		
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第134条で定めるもの		
③移転する情報	個人市民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		
移転先23	保健予防課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項		
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第139条で定めるもの		
③移転する情報	個人市民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[1万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	提供を求められた都度		

移転先24	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第146条で定めるもの
③移転する情報	個人市民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先25	保育・こども園課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第157条で定めるもの
③移転する情報	個人市民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先26	臨時特別給付金プロジェクトチーム
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	提供を求められた都度

移転先27	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第163条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先28	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第77条で定めるもの
③移転する情報	個人市民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

①法令上の根拠	番号法第9条第2項		
②移転先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第65条で定めるもの		
③移転する情報	個人市・府民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		
⑧移転先	障がい福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、八尾市個人番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって八尾市個人番号の利用等に関する条例施行規則第12条で定めるもの		
③移転する情報	個人市・府民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		
⑧移転先	障がい福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、八尾市個人番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって八尾市個人番号の利用等に関する条例施行規則第14条で定めるもの		
③移転する情報	個人市・府民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		

①法令上の根拠	番号法第9条第2項、八尾市個人番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって八尾市個人番号の利用等に関する条例施行規則第15条で定めるもの		
③移転する情報	個人市・府民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、八尾市個人番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	八尾市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって八尾市個人番号の利用等に関する条例施行規則第16条で定めるもの		
③移転する情報	個人市・府民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人以上10万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、八尾市個人番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	八尾市営住宅条例による更新住宅の管理に関する事務であって八尾市個人番号の利用等に関する条例施行規則第17条で定めるもの		
③移転する情報	個人市・府民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時		

①法令上の根拠	番号法第9条第2項、八尾市個人番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	八尾市就学援助規則による就学の援助に関する事務であつて八尾市個人番号の利用等に関する条例施行規則第9条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人未満] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 													
	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 													
②保管期間	期間	<p>＜選択肢＞</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため													
③消去方法	<p>＜本市における措置＞</p> <p>保存期間の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 													

7. 備考

7. 備考

才. 課税_課標情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、課税標準コード、課税標準額、所得割額 市(税源移譲前)、所得割額 県(税源移譲前)、所得割額 市(適用税率)、所得割額 県(適用税率)、総合、総合計算値、肉用牛、山林、退職、事業・雑、短期一般、短期軽減(国・地方)、長期特定(優良住宅)、長期軽課(居住財産)、上場株式等配当等、先物取引、合計 等

力. 課税_国税情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、国税コード、国税金額、課税される所得金額、配当控除(所得税)、配当控除計算値(所得税)、住宅借入金等特別控除(所得税)、政党等寄附金等特別控除、外國税額控除(所得税)、定率控除額(所得税)、総合所得税、総合所得税計算値、土地等所得税、土地等所得税計算値、分離短期所得税、分離短期所得税計算値、分離長期所得税、分離長期所得税計算値、株式譲渡(未公開分)所得税、株式譲渡(未公開分)所得税計算値、一般株式等譲渡所得税、一般株式等譲渡所得税計算値、株式譲渡(上場分)所得税、株式譲渡(上場分)所得税計算値、上場株式等譲渡所得税、上場株式等譲渡所得税計算値、株式等譲渡所得税、株式等譲渡所得税計算値、上場株式配当等所得税、上場株式配当等所得税計算値、先物取引所得税、先物取引所得税計算値、山林所得税、山林所得税計算値、退職所得税、退職所得税計算値、特例肉用牛所得税、特例肉用牛所得税計算値、その他税額控除(所得税)、所得税住宅耐震改修特別控除等、住宅耐震特別控除、住宅特定改修控除、認定長期優良控除、所得税額、所得税額計算値、所得税額(税額控除前)、所得税災害減免額、再差引所得税額、再差引所得税額計算値、復興特別所得税額、復興特別所得税額計算値、所得税及び復興特別所得税の額、所得税及び復興特別所得税の額計算値、源泉徴収税額、源泉徴収税額計算値、予定納税額、納める税金、還付される税金、申告納税額、税額控除合計、住民税予想額、所得税実徴収額、期限内納付額、延納届出額 等

(6)事業所情報ファイル

ア. 事業所情報

課税区、宛名番号、指定番号、履歴連番、個人事業主・法人区分、休業該当、除籍区分、除籍日、異動入力日、税額通知出力区分、帳票内ソート対象区分 等

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人市・府民税・森林環境税課税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認する。 他団体等からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて八尾市の課税対象者と合致するかを確認する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	他団体からの申告情報は、申告書等の資料の回送等、地方税法294条第3項に基づいた通知、地方税法20条の11に基づいた照会によって得られるため、必要な情報以外を入手することはない。 住民からの申告情報の入手については、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とし、さらに記載要領を充実することで必要とする情報のみ入手する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<住民からの入手> ・本人の記載又は本人の同意を基に入手することとしており、不適切に入手することはない。 <電子データによる入手> ・eLTAXの専用回線を介しており、不適切に入手することはない。 <紙媒体や電子記録媒体による入手> ・八尾市を送付先としており、不適切に入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、宛名情報等と照合することにより個人番号の真正性確認を行う。 他団体等からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて八尾市の課税対象者と合致するかを確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。 府内連携や情報提供ネットワークを利用して情報の正確性を確保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	eLTAXシステムについては通信の安全性が確保されたLGWAN回線を利用しているため、特定個人情報の漏えい・紛失は防止されている。特定個人情報が記録された電子データについて、媒体を使用する場合は定められた担当者がセキュリティ機能付き電子記録媒体を用いて作業を行う。 紙媒体による申告情報は、事務処理の段階ごとに保管場所を定め、漏えい・紛失を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用業務以外又は、個人番号を必要としない業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 ・個人番号利用業務以外又は、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制限を行っている。
------------------	---

事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	個人市・府民税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、事務実施者ごとに特定個人情報の参照権限を割り当てる。
--------------------------	--

その他の措置の内容	—
-----------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	--

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
----------	---

アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
-----------------	---

具体的な管理方法	<p>端末の立ち上げ時には生体認証による管理を行い、システムを利用する必要がある職員のユーザーIDに操作権限を割り当て、ユーザーIDとともにパスワードによる認証を行う。</p> <p>所属による権限発行を主にしており、その課・係に最低限必要なもののみを発行する。</p> <p>異動等により所属が変わる際には、職員の所属情報を変更することに伴い自動的にアクセス権限が変更される。</p> <p>個別にアクセス権限の発行時には、必要なアクセスの詳細を判断し、責任者の承認を得て発行・登録する。</p> <p>異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止の登録を行う。</p>
----------	---

アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
-----------	---

具体的な管理方法	<p>共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザーIDを発行する。</p> <p>ユーザーIDやアクセス権を管理者が定期的に確認し、アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は廃止する。</p>
----------	--

特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
--------------	--

具体的な方法	特定個人情報の更新等の記録をユーザーIDとともにログとして保管する。
--------	------------------------------------

その他の措置の内容	—
-----------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	--

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログを記録する。 ・外部媒体へのデータのコピーは制御されており、データの持ち出しができない。 ・システム利用職員への情報セキュリティに関する研修において、アクセスログ管理により業務外利用の特定ができるることを周知し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・他課の職員は、アクセス制限により業務外の使用はできない。 ・職員以外の従事者(委託先等)へは、個人情報保護(目的外利用の禁止・外部提供の禁止等)について契約書に定めている。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	--

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・バックアップファイルの取得は、ガバメントクラウド上での作業に限定されている。 ・システムのバックアップデータは厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製を行えない仕組みとなっている。 ・委託先がバックアップ作業を行う際は職員の管理下で行わせる。また、バックアップ以外にファイルを複製する必要がある場合は、事前に当市の承認が必要となっている。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	--

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—	—
---	---

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク		
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク		
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク		
委託契約終了後の不正な使用等のリスク		
再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の社会的信用と能力を確認し選定する。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置について確認する。 委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	業務従事者一覧を提出させるとともに、業務に従事できるものを経験のあるものに限定している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の特定個人情報の取り扱いについて、受領、管理、使用、提供、返還、及び消去について記録を作成すること、八尾市の求めに応じてその記録を提出する義務があることを契約書に定めている。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないと契約書上明記する。 職員は委託先に対し、必要な調査や報告を求めることができるようになっている。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約書で、目的外使用の禁止、複写・複製の禁止等を明記する。 職員は委託先に対し、必要な調査や報告を求めるができるようになっている。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先は業務が終了した時、又は委託元が求めた場合、預託した個人情報を直ちに返却・消去することを、契約書・覚書に明記している。遵守の確認は、報告書により行う。 職員は委託先に対し、必要な調査や報告を求めるができるようになっている。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護 業務従事者名簿の事前提出 再委託の制限(再委託する場合は事前承認が必要) 目的外利用の禁止 知り得た秘密の漏洩の禁止 情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 情報の複写・複製の禁止 必要に応じ、業務の処理状況について調査し、報告を求めるができる 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先が再委託した場合であっても、上記の責任を免れないことを規定し、再委託の際のリスクを担保している。	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
――		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）				[] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない	
具体的な方法	府内の他課への移転については、操作ログが記録される。 特定個人情報の提供については、提供記録として記録を残している。			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法で認められている特定個人情報についてのみ「提供・移転」を行う。			
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	指定した端末のみから、移転できる制御を行う。 提供については、共通基盤システムを通してのみ情報を提供することで誤った相手に提供されないことがシステム上担保されている。			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク				
リスクに対する措置の内容	照会元から指定された条件で適切に情報を提供することがシステム上担保されている。 また、共通基盤システムを通してのみ情報を提供・移転することで誤った相手に情報が提供されないことがシステム上担保されている。			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 		
	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 		
	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か

- [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
--------------	---

リスクへの対策は十分か

- [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か

- [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群 ②安全管理体制 ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員への周知 ⑤物理的対策	[政府機関ではない] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない [十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない [十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない [十分に周知している] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<本市における措置> ・サーバー室は他の部屋と区別して専用の部屋とする。 ・IDカード及び生体認証で入退室管理を行う。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。
	<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種のプログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・不正アクセス対策としてファイアウォールを導入する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第3.0版】」(令和7年3月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全確認措置を実施する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	・住民の納税者情報は既存住民基本台帳システムから、隨時最新情報を入手している。 ・納税者の賦課徴収情報及び住登外者の納税者情報は、隨時、必要に応じて本人に確認を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	・保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。 ・保存年限が過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、裁断・溶解等を行い廃棄する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

IV その他のリスク対策 *

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	八尾市総務部総務課情報公開室 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 TEL 072-924-9861(直通)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
特記事項	市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人市民税・府民税・森林環境税課税情報ファイル
公表場所	市役所本館3階 情報公開コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	八尾市財政部市民税課課税係 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 TEL 072-924-3822(直通)
②対応方法	問い合わせ受付の際、対応内容について、記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	令和7年12月26日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	市発行の広報誌及びホームページ等で素案に対する意見聴取の実施について案内するとともに、当該素案をホームページで掲示するほか、市役所担当課及び情報公開コーナー、主要市出先窓口において配架を行い、市民からの意見を募集する。
②実施日・期間	令和8年1月23日～令和8年2月24日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	

3. 第三者点検

①実施日	
②方法	八尾市個人情報保護審査会による点検
③結果	

4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】

①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	教育委員会学務給食課	削除	事後	軽微な変更
平成28年3月17日	同上 移転先4 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	生活福祉課(予定)	生活福祉課	事後	軽微な変更
平成28年3月17日	同上 移転先7 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	住宅管理課 ⑥ [○] 庁内連携システム ⑦ 1回/1日	住宅管理課 ⑥ [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ⑦ 提供を求められた都度	事後	軽微な変更
平成28年3月17日	同上 移転先14	住宅管理課 ⑥ [○] 庁内連携システム ⑦ 1回/1日	住宅管理課 ⑥ [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ⑦ 提供を求められた都度	事後	軽微な変更
平成31年3月25日	I 基本情報 7. 評価機関における担当部署 ②所属長の役職名	樹井 弘三	課長	事後	軽微な変更
平成31年3月25日	II ファイルの概要 移転先9	高齢福祉課	高齢介護課	事後	軽微な変更
平成31年3月25日	II ファイルの概要 移転先15	介護保険課	高齢介護課	事後	軽微な変更
平成31年3月25日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年5月29日(予定)	平成27年5月29日	事後	軽微な変更
平成31年3月25日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	八尾市個人情報保護審議会に諮問し、外部点検を受ける。	八尾市個人情報保護審議会に諮問	事後	軽微な変更
平成31年3月25日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	—	特段の修正意見はなかった。	事後	軽微な変更
令和元年6月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先17	—	市民課	事後	軽微な変更
令和元年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	ナビオコンピュータ株式会社	シティコンピュータ株式会社	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	—	(3 電子申告機能における対象の追加) 寄附金税額控除に係る申告特例通知書の追加	事後	軽微な変更
令和2年7月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	(別表第二における情報照会者の追加) 項番20・38・53・85の2の追加	事後	軽微な変更
令和2年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	軽微な変更
令和2年7月31日	同上 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 その妥当性	(対象となる本人の範囲) 公的年金等受給者、確定申告者、eLTAX利用事業所の申告者 (その妥当性) 地方電子化協議会より伝送される範囲	(対象となる本人の範囲) 公的年金等受給者、確定申告者、eLTAX利用事業所の申告者、寄附金税額控除申告特例申請者 (その妥当性) 地方税共同機構より伝送される範囲	事後	軽微な変更
令和2年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11	—	市町村長	事後	軽微な変更
令和2年7月31日	同上 提供先21	—	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	事後	軽微な変更
令和2年7月31日	同上 提供先26	—	市町村長	事後	軽微な変更
令和2年7月31日	同上 提供先43	—	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	事後	軽微な変更
令和2年7月31日	同上 提供先58	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であった主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	軽微な変更
令和2年7月31日	同上 提供先61	[]紙	[○]紙	事後	軽微な変更
令和2年7月31日	同上 提供先62	[]専用線	[○]専用線	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	—	(項目の追加・削除) 課税情報353-438の削除、課税対象者情報99-108の追加	事後	軽微な変更
令和2年7月31日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	—	(内容の追加) <紙媒体や電子記録媒体による入手> ・八尾市を送付先としており、不適切に入手することはない。	事後	軽微な変更
令和2年7月31日	同上 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	スマートカードによるパスワード管理	生体認証による管理	事後	軽微な変更
令和2年7月31日	同上 4. 特定個人情報の取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	—	(以下を追記) ・委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。	事後	軽微な変更
令和3年7月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	八尾市総務部市政情報課情報公開室	八尾市総務部総務課情報公開室	事後	軽微な変更
令和3年12月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	軽微な変更
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1~60 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	軽微な変更
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先61 ①法令上の根拠	地方税法第317条	番号法第19条第10号	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先61 ②提供先における用途	国税に関する事務	国税に関する事務(地方税法第317条の規定により同条に規定する所得に関する情報の提供を受けて行われる事務)	事後	軽微な変更
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先62 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第10号	事後	軽微な変更
令和3年12月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク I :目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法別表第2及び第19条第14号	番号法別表第2	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	表紙	個人市・府民税	個人市・府民税、森林環境税	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	個人市・府民税	個人市・府民税、森林環境税	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	同上 ②事務の内容	その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち 個人市・府民税	その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律のうち 個人市・府民税、森林環境税	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	—	マイナポータル申請管理	事前	軽微な変更
令和7年7月31日	同上 システム7	—	申請管理システム	事前	軽微な変更
令和7年7月31日	同上 システム8	—	証明書自動交付システム	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	個人市・府民税課税台帳ファイル	個人市民税・府民税・森林環境税課税情報ファイル	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	—	・電子による申告が可能となったため、電子的に申告されたデータを個人市・府民税システムに取り込むことにより、パンチミス等による誤課税を防ぎ、適正な課税が行われる。	事前	軽微な変更
令和7年7月31日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項)	番号法第19条第8号、同号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項)	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	(別添1)業務内容 申告データ入手～課税処理まで	—	申請管理、マイナポータル申請管理	事前	軽微な変更
令和7年7月31日	(別添1)業務内容 (説明)[5]	紙データにて個人より申告書情報を入手する。	eLTAXシステム・マイナポータル申請管理経由及び	事前	軽微な変更
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	個人市・府民税課税台帳ファイル	個人市民税・府民税・森林環境税課税情報ファイル	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	個人市・府民税	個人市・府民税、森林環境税	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	個人市・府民税の賦課 番号法の別表第二の第27号	個人市・府民税、森林環境税の賦課 番号法第9条	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務を行うため	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税、森林環境税の賦課徴収又は地方税、森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行うため	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	市・府民税額を算出し	市・府民税、森林環境税額を算出し	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与える決定	市府民税額	市・府民税、森林環境額	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項	株式会社アイネス関西支社	株式会社アイネス営業本部	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	—	税務システム標準化移行(令和7年度から令和9年度)	事前	軽微な変更
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第8号 別表第二に基づく各項目を記載	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく各項目を記載	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更新等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	個人市・府民税課税台帳ファイル	個人市民税・府民税・森林環境税課税情報ファイル	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	—	税制改正による記録項目の追加	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	個人市・府民税課税台帳ファイル	個人市民税・府民税・森林環境税課税情報ファイル	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	ICT推進室	デジタル戦略課	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	—	特定個人情報が記録された電子データについて、媒体を使用する場合は定められた担当者がセキュリティ機能付き電子記録媒体を用いて作業を行う。	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 特定個人情報ファイルの取扱の記録	覚書	契約書	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 ルールの内容及びルール順守の確認方法	個人情報保護条例の規定に基づき情報の提供・移転を行う前に、利用の承認を行う。		事後	軽微な変更
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	番号法別表第2に基づき	番号法に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に基づき	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2、リスク3 リスクに対する措置の内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	・中間サーバー・プラットフォームのの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームのの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容	・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	—	<ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	情報システムセキュリティ	情報セキュリティ	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	—	<ul style="list-style-type: none"> ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	個人市民税・府民税の賦課事務	個人市民税・府民税・森林環境税課税情報ファイル	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年4月30日	令和7年4月30日	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和2年5月22日～令和2年6月23日	令和7年5月23日～令和7年6月23日	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和2年7月17日	令和7年7月14日	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	八尾市個人情報保護審議会に諮問し、外部点検を受ける。	八尾市個人情報保護審査会による点検	事後	軽微な変更
令和7年7月31日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	特段の修正意見はなかった。	特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに適切であると判断する。	事後	軽微な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	年金保険者、国税庁、事業所、他自治体等と個人市・府民税の賦課に必要なデータの送受信をeLTAXを通じて行う。 <1 公的年金特別徴収機能> ・年金保険者との公的年金等の特別徴収事務に必要なデータの送受信を実施する機能。 <2 国税連携機能> ・国税庁から送られてくる所得税確定申告書データ等を管理する機能。 <3 電子申告機能> ・給与支払報告書、公的年金支払報告書、特別徴収事務に関係する申請書(異動届出書等)、寄附金税額控除に係る申告特例通知書、税額通知データを送受信し管理する機能。	年金保険者、国税庁、事業所、他自治体等と個人市・府民税の賦課に必要なデータの送受信をeLTAXを通じて行う。 <1 公的年金特別徴収機能> ・年金保険者との公的年金等の特別徴収事務に必要なデータの送受信を実施する機能。 <2 国税連携機能> ・国税庁から送られてくる所得税確定申告書データ等を管理する機能。 <3 電子申告機能> ・給与支払報告書、公的年金支払報告書、市・府民税申告書、特別徴収事務に関係する申請書(異動届出書等)、寄附金税額控除に係る申告特例通知書、税額通知データを送受信し管理する機能。	事後	軽微な変更
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項)	番号法第19条第8号、同号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 51, 53, 55の2, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 112, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項)	事後	軽微な変更
	(別添1)業務の内容 申告データ入手～課税処理まで	共通基盤システム、※1	-	事前	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)業務の内容 申告データ入手～課税処理まで	-	ガバメントクラウド、住民情報系ファイルサーバ、標準化対象外業務システム、オブジェクトストレージ	事前	軽微な変更
	(別添1)業務の内容 申告データ入手～課税処理まで	webringsシステム	個人市・府民税システム	事前	軽微な変更
	(別添1)業務の内容 (説明)[8]	共通基盤システムより宛名、世帯の情報を入手、共通基盤システムへ事業所宛名の情報を登録する。	オブジェクトストレージ経由にて他業務システムより宛名、世帯の情報を入手する。	事前	軽微な変更
	(別添1)業務の内容 (説明)[9]	共通基盤システム経由にて他業務システムより情報入手する。(住基情報・介護保険者情報等)	オブジェクトストレージ経由にて他業務システムより情報入手する。(住基情報・介護保険者情報等)	事前	軽微な変更
	(別添1)業務の内容 (説明)[10]	個人市・府民税担当課よりパンチ入力委託先事業者へ各種申告情報([01,02,04,05]にて取得)を提供する。	住民情報系ファイルサーバ経由にて標準化対象外業務システムより情報入手する。	事前	軽微な変更
	(別添1)業務の内容 (説明)[11]～(説明)[14]	(省略)	(説明)[10]の内容を変更したことに伴い、(説明)[10]～(説明)[13]の項番を1ずつ繰り上げ。	事前	軽微な変更
	(別添1)業務の内容 課税処理～課税データ提供まで	-	ガバメントクラウド、住民情報系ファイルサーバ、標準化対象外業務システム、オブジェクトストレージ	事前	軽微な変更
	(別添1)業務の内容 (説明)[14]	-	(説明)[10]の内容を変更したことに伴い、(説明)[13]の項番を(説明)[14]へ変更。	事前	軽微な変更
	(別添1)業務の内容 (説明)[20]	共通基盤システム経由にて他業務システムへ課税情報を提供する。	オブジェクトストレージ経由にて他業務システムへ課税情報を提供する。	事前	軽微な変更
	(別添1)業務の内容 (説明)[23]	製本封入封緘委託先事業者へ納税通知書、税額決定通知書を引渡し成果物を受け取る。	住民情報系ファイルサーバを経由して標準化対象外業務システムへ課税情報を提供する。	事前	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)業務の内容 (説明)[24]	(省略)	(説明)[23]の内容を変更したことに伴い、(説明)[23]～(説明)[28]の項番を1ずつ繰り上げ。	事前	軽微な変更
	(別添1)業務の内容 (説明)[90]	システム保守委託先事業者にて個人市・府民税システムを参照、処理を実行する。	システム保守委託先事業者にて個人市・府民税システムの運用保守を行う。	事前	軽微な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 ※	公的年金等受給者、確定申告者、eLTAX利用事業所の申告者、寄附金税額控除申告特例申請者	公的年金等受給者、確定申告者、eLTAX利用事業所の申告者、寄附金税額控除申告特例申請者、市・府民税申告者	事後	軽微な変更
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社アイネス営業本部	株式会社アイネス営業本部 令和9年1月より 紀陽情報システム株式会社	事前	軽微な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	提供を行っている(75件) 移転を行っている(35件)	提供を行っている(78件) 移転を行っている(35件)	事後	軽微な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1～75	(省略)	(提供先1～71を別紙の表に記載し、新たに提供先を3つ追加) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者 (別紙参照) (上記変更に伴い提供先72～75を提供先2～5に記載)	事後	表記方法の整理に合わせた形式的な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先5、移転先27 ⑥移転方法	専用線、紙	府内連携システム、紙	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	-	<p>(以下を削除) <本市における措置> セキュリティゲートにて入退室管理(サーバー室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバー室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理)を行っている部屋(サーバー室)に設置したサーバー内に保管している。</p> <p>(以下を追記) <ガバメントクラウドにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	-	<p>(以下を追記) <ガバメントクラウドにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	-	システム標準化に伴い、記録項目を全件削除、新規追加	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの取得は、入退室管理を行っているデジタル戦略課での作業に限定されている。	・バックアップファイルの取得は、ガバメントクラウド上での作業に限定されている。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	-	(以下を追記) <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	-	<p>(以下を追記)</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第3.0版】」(令和7年3月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	-	(以下を追記) <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	-	(以下を追記) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	-	(以下を追記) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させて対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
	VI評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和7年4月30日	令和7年12月26日	事後	軽微な変更
	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和7年5月23日～令和7年6月23日	令和8年1月23日～令和8年2月24日	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日 ③結果	令和7年7月14日		事後	